

業務部速報



No. 115

発行 26. 1. 28

JR東労組 業務部

速報 修正回答を受ける！

JR東日本から提案があった組織の再編に伴い「安全衛生委員会」「過半数代表者選挙」等の労働基準法上の事業場の単位を「一事業本部一事業場」とすることについて

「事業場の単位は場所的概念である」とJR東労組が団体交渉で指摘した通り、関係省庁の許可が下りず、団体交渉の回答が修正され、新たな考え方が説明されました。

▼主な説明内容

- ・労働基準法上の事業場について、一事業本部を一事業場にできるように関係省庁に許可を求めてきたが、規模が大きい等、場所的概念を理由として許可が下りなかった。
- ・労働基準法上の事業場については、事業本部の中に一定の区分を設けていく。
- ・事業本部の考えは変わらない。会社の組織をどうつくるかは会社の裁量となる。
- ・事業本部内において業務指示により様々な業務ができると言う考えは変わらない。その中で、安全衛生委員会の選出等は区分を設け適切に行っていく。
- ・新たな労働基準法上の事業場は、基本は現行の体制となるが変更もある。
(例) 同じビルに入っている技セを一つの事業場とする。
(例) 同じ住所にある車両センターと統括センターを一つの事業場とする。

■労働基準法上の事業場の数の推移



JR東労組は、申4号の申し入れで「事業本部を一事業場にすることにより広範囲になることから、事業本部設置後においても、現在の事業場の範囲とするとともに、安全衛生委員会についても現体制を維持すること」を要求し、会社と議論を行ってきました。要求は大きく前進しましたが、示された会社の考えには問題点もあるため、引き続き組織議論を行っていきます。

本日説明を受けた詳細は別途お知らせいたします